# 平成26年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年8月28日

招集場所 野洲市役所議場

応 招 議 員 1番 中塚 尚憲 2番 稲垣 誠亮

3番 北村五十鈴 4番 栢木 進

5番 岩井智惠子 6番 上杦 種雄

7番 東郷 正明 8番 太田 健一

9番 野並 享子 10番 井狩 辰也

11番 市木 一郎 12番 坂口 哲哉

13番 山本 剛 14番 丸山 敬二

15番 鈴木 市朗 16番 矢野 隆行

17番 梶山 幾世 18番 髙橋 繁夫

19番 河野 司 20番 立入三千男

不応招議員なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

教 育 長 川端 敏男 市長 山仲 善彰 会計管理者 代表監査委員 山川 晋 仲江 恵子 政策調整部長 中島 宗七 総務部長 弘一 川端 市民部長 冨田 久和 健康福祉部長 井狩 重則 健康福祉部政策監 遠藤 伊久也 都市建設部長 和田 勝行 (高齢者・子育て支援担当) 環境経済部長 立入 孝次 教育部長 田中 善広 政策調整部次長 野玉 義弘 監査事務局長 西川 登代子 広報秘書課長 竹中 宏 総務課長 赤坂 悦男

出席した事務局職員の氏名

 事務局長
 佐敷
 政紀
 事務局次長
 白井
 芳治

 書
 記
 吉川
 加代子
 書
 記
 佐々木美砂子

### 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議第52号から議第78号まで一括上程

(平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他26 件)

提案理由説明

- 第5 決算特別委員会の設置及び委員の選任
- 第6 決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

### 市長提出議案

- 議第52号 平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第53号 平成25年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の 認定について
- 議第54号 平成25年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認 定について
- 議第55号 平成25年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第56号 平成25年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 議第57号 平成25年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 議第58号 平成25年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 について
- 議第59号 平成25年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 議第60号 平成25年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算 の認定について
- 議第61号 平成25年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議第62号 平成25年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第63号 平成26年度野洲市一般会計補正予算 (第2号)
- 議第64号 平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1 号)
- 議第65号 平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議第66号 平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第67号 平成26年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第68号 平成26年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第69号 野洲市住民投票条例の一部を改正する条例
- 議第70号 野洲市福祉事務所条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を 改正する条例
- 議第71号 野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例
- 議第72号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第73号 野洲市営住宅条例の一部を改正する条例
- 議第74号 新市まちづくり計画(市町村建設計画)の変更について
- 議第75号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第76号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第77号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて
- 議第78号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

### 開議 午前9時00分

### 議事の経過

(開会)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。 ただいまから平成26年第4回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元の文書のとおりです。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、滋賀県市町土地開発公社清算書、第23期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表及び第24期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が、さらに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率の報告がそれぞれ市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、ご確認願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により第12番、坂口哲哉議員、第13番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの28日間にいたしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月24日までの28日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりであります。

(日程第4)

○議長(立入三千男君) 日程第4、議第52号から議第78号まで(平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他26件)を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

事務局長。

○事務局長(佐敷政紀君) おはようございます。朗読いたします。

議第52号平成25年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について他決算認定10件、 議第63号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第2号)他補正予算5件、議第69号 野洲市住民投票条例の一部を改正する条例他条例改正4件、議第74号新市まちづくり計 画(市町村建設計画)の変更について、議第75号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて他人事案件3件。

以上でございます。

○議長(立入三千男君) 議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成26年第4回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提案いたします議案につきましてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、議案といたしまして、平成25年度決算の認定11件、平成26年度補正予算6件、条例の改正5件、計画変更案件1件、人事案件4件の合計27件につきまして、ご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願い申し上げます。

議第52号から議第62号までの平成25年度各会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

まず、議第52号一般会計歳入歳出決算については、歳入決算額は208億6,152万6,440円、歳出決算額は204億5,007万5,869円で、歳入歳出差引額は4億1,145万571円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の4,713万円を控除した実質収支額は3億6,432万571円となりました。

平成25年度決算の特徴を申し上げますと、歳入につきましては、金融危機に端を発しました長引く低迷する経済情勢から、ようやく景気も緩やかながらも回復基調へと移行し、前年度と比較いたしますと、個人市民税では900万円弱の減収となったものの、法人市民税で2億5,000万円強の増収となったことから、当初に予定しておりました財政調整基金の取り崩しを取りやめたところであります。

一方、歳出では、市民の安心できる中核的医療の確保に向けて道筋を立てるとともに、 市民の安心と安全の実現に向けまして防災センター・東消防署の整備をはじめ、こども園 の整備、野洲駅、篠原駅の両駅の整備、クリーンセンターの造成など、緊急度・優先度の 高い事業を着実に進め、厳しい財政状況ながらも後年度の備えとして財政調整基金への積 み増しを行いました。

次に、議第53号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は4

8億5, 413万4, 508円、歳出決算額は47億1, 984万8, 876円で、歳入 歳出差引額は1億3, 428万5, 632円となりました。

黒字となった主な要因は、財政調整交付金で見込額を上回る決定があったことや、年度 末にかけて保険給付費が予想を下回って推移したことなどによるものです。なお、国庫負 担金については平成26年度で精算され、返還金が発生する予定です。

次に、議第54号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は4億2,767万8,468円、歳出決算額は4億1,812万9,024円で、歳入歳出差引額は954万9,444円となりました。平成25年度末現在の被保険者数は5,182人で、前年度に対して46人の増加となっております。

続きまして、議第55号介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は31億6,052万4,558円、歳出決算額は31億2,596万8,239円で、歳入歳出差引額は3,455万6,319円となりました。保険給付費では、対前年度比で約2億6,200万円、率にいたしまして9.7%の増となりました。

続きまして、議第56号地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算については、 歳入決算額及び歳出決算額とも3,910万円となっております。

次に、議第57号下水道事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は19億1,044万2,874円、歳出決算額は18億7,991万6,050円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の202万円を控除した実質収支額は2,850万6,824円となりました。下水道の使用料収入は、対前年度比で約2,000万円、率にして1.6%の減となりました。

次に、議第58号墓地公園事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は4,340万3,513円、歳出決算額は2,584万2,562円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の366万4,000円を控除した実質収支額は1,389万6,951円となりました。

続きまして、議第59号基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算については、歳入 決算額は1,293万1,098円、歳出決算額は1,292万5,000円で、歳入歳 出差引額は6,098円となりました。

次に、議第60号工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額は 18億8,731万8,562円、歳出決算額は18億8,726万9,915円で、歳 入歳出差引額は4万8,647円となりました。 次に、議第61号土地取得特別会計歳入歳出決算については、歳入決算額及び歳出決算額は、いずれも1,125万円となっております。

議第62号水道事業会計決算については、別冊の水道事業会計決算書をご覧下さい。 まず、1ページをご覧下さい。

収益的収入及び支出でありますが、収入決算額が7億9,677万5,907円に対し、 支出決算額が7億8,115万881円で、収支差引額は1,562万5,026円の黒 字決算となりました。

25年度におきましても、給水収益が減少しておりますが、経営改善による支出の抑制をしたことが原因と見ております。

なお、税引き後では232万9,940円の黒字となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が2億6,229万161円に対し、支出決算額が5億767万815円で、資本的収入が資本的支出に不足する額の2億4,538万654円は、過年度分損益勘定留保資金、消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補塡をしております。

次に、議第63号から議第68号までの平成26年度野洲市一般会計補正予算及び特別 会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

まず、議第63号平成26年度野洲市一般会計補正予算(第2号)につきましては、3億168万6,000円を追加するものであります。

また、地方債の補正につきましては、篠原消防団移転事業の起債の目的を緊急防災・減災事業から消防施設整備債に変更することや、臨時財政対策債の発行可能額の算定結果に 基づき限度額の追加、または変更するものであります。

明許繰越費につきましては、柿ノ木原踏切拡幅事業で西日本旅客鉄道株式会社と具体的な協議を進めた結果、年度内の完成が見込めず、翌年度に繰り越すものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

総務費では、財政管理費で、平成25年度一般会計決算剰余金を地方財政法第7条の規定に基づき、2分の1以上を財政調整基金に積み立てるため1億8,500万円を追加するものです。また、住民情報システム費では社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の開始に伴いまして、平成27年10月に市民宛てに個人番号を通知することから、これに要するシステム整備経費等を追加するものです。

民生費では、障がい者自立支援事業費で、障害者総合支援法に基づく給付体系の変更が

生じたことから、放課後等デイサービス等、障がい児給付費の増加により追加補正するものです。

衛生費では、予防費で、予防接種法施行令の改正に伴い、水痘と高齢者の肺炎球菌感染症が定期予防接種の対象に追加され、本年10月1日から施行となることから、今回、これに必要な経費を追加するものです。

農林水産業費では、農地・水・環境保全向上活動推進事業費で、これまでの農地・水保 全管理支払共同活動が、多面的機能支払制度に変更となったことから、支払単価及び事業 主体数の増などにより追加するものであります。

土木費では、交通安全施設整備事業費で、柿ノ木原踏切拡幅事業の実施に向けて、西日本旅客鉄道株式会社と具体的な協議を進めた結果、工程や事業費の詳細について合意に至ったことから、事業費を精査し工事請負費を委託料に振り替えるものです。

教育費では、幼稚園費で、国の幼稚園就園奨励事業の制度拡充に伴い、多子世帯の負担 軽減を図るため、幼稚園使用料の多子減免の算定対象を就学前から小学校3年までに拡大 したことにより、財源更正をいたしております。

一方、歳入につきましては、市税で法人市民税において、3月決算法人の実績を踏まえた見込みによりまして2億6,500万円を減額、地方交付税では、普通交付税の算定結果により2億1,908万9,000円を増額し、使用料及び手数料においては、先ほど歳出で説明しましたように、幼稚園就園奨励費事業の拡充により、幼稚園使用料を1,313万3,000円減額するものです。

国庫支出金及び県補助金においては、制度のルールに従い所定の財源更正を行うとともに、税制調整基金からの繰入金を、諸収入では、学童保育所の過年度分指定管理料の精算金などをそれぞれ追加するとともに、市債では、先ほどの地方債補正の説明のとおり追加、または変更を行うものです。

次に、議第64号平成26年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、1億1,319万5,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、前年度の保険給付費の確定による国庫支出金及び療養給付費交付金の精算や、決算剰余金の一部を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものです。

次に、議第65号平成26年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、933万2,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金で、平成25年度出納整理期間中に収入いたしました保険料分を、平成26年度納付金として支出するものです。

次に、議第66号平成26年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、1,100万円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、前年度の介護給付費、地域支援事業の額の確定に伴い、 国、県、社会保険診療報酬支払基金及び市に対し交付金等を精算し、加えて前年度の人件 費及び事務費の精算により、一般会計繰出金について所要額を追加するものです。

次に、議第67号平成26年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、1,389万5,000円を追加するものです。

補正の内容といたしましては、さくら墓園内通路の陥没等の改修を目的として、排水計画を策定しているところですが、効果的な対策を検討するために追加調査が必要となったことから、委託料を新たに追加するものです。また、決算剰余金を基金へ積み立てるため、追加するものです。

次に、議第68号平成26年度野洲市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、 旧東消防署跡地の敷地内に布設している水道管が、当該用地の売却に際し支障となること から、移設に要する費用及びそれに係る工事負担金を追加するものです。

議第69号野洲市住民投票条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、外国人登録法の廃止により、永住資格のない外国人投票資格者の国内在住期間の把握が困難な状況となることから、本市の住民基本台帳から把握できるようにすることなど、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第70号野洲市福祉事務所条例及び野洲市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例 について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の成立に伴い、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は平成26年10月1日から施行するものです。

議第71号野洲市こどもの家条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、保育区分等の整理及び明瞭化を行うと共に、昨年5月の野洲市こどもの家持続ある運営を考える委員会からの提言を受け、学童保育所の持続ある運営を図るため、季節保育の保育料の改正及び月途中の退所に伴う日割計算の廃止を行うもの、

その他所要の改正を行うものです。

本条例の施行日は、一部の改正規定を除き、平成27年4月1日から施行するものです。

議第72号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上 げます。

本議案につきましては、竹ヶ丘の宅地開発行為に伴い、帰属を受けた公園を野洲市地域 ふれあい公園とするため、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行するものです。

議第73号野洲市営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律が成立したことに伴い、所要の改正を行うものです。 なお、本条例は平成26年10月1日から施行するものです。

議第74号新市まちづくり計画(市町村建設計画)の変更について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、平成15年11月に中主町・野洲町合併協議会において策定された新市まちづくり計画を変更するため、市町村の合併に関する法律附則第2条第2項の規定により、なお効力を有するとされる同法第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

当該計画は、新市のまちづくりのマスタープランとして10カ年を計画期間として策定したもので、本計画に基づく合併特例債を財源として、旧両町の速やかな一体化と均衡あるまちの発展のために各種事業を展開してまいりました。本来であれば、本年度で計画期間が終了することになりますが、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正により、直接被災しなかった全国の合併市町村についても、計画期間及び計画に基づく合併特例債の発行の5年間の延長が認められたことから、計画の一部を変更し、より効果的にまちづくりを進めようとするものです。

議第75号から第78号までを、一括してご説明申し上げます。

これらの議案につきましては、当市の人権擁護委員9名のうち4名が平成26年12月 31日で任期満了となることから、人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員法第6条 第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

まず、1期3年間に渡りご活躍いただいた岩瀬由美さんの任期が満了することに伴い、 後任に苗村藏光さんを推薦するものです。 苗村さんは、昭和35年から平成19年に至るまで滋賀県庁に勤務され、行政の第一線で長年ご活躍されてきました。退職後の平成19年から約4年間は、滋賀県人権センターの評議員を務められました。その間、人権に配慮した行政施策の伸展に尽力されてまいりました。

次に、中田幸子さんと立入幸基さんは、平成24年1月1日から、人権擁護委員として 1期3年間ご活躍いただいており、田中ふじ江さんは、平成21年1月1日から人権擁護 委員として2期6年間ご活躍をいただいております。

4名の方とも、温厚篤実な人柄で人権擁護委員として適任であると考えることから、平成27年1月1日から平成29年12月31日までの人権擁護委員候補者として推薦するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたしま す。

○議長(立入三千男君) 次に、議第52号から議第62号までの決算認定について、代表監査委員の山川晋氏より、審査結果の報告を求めます。

山川代表監査委員。

○代表監査委員(山川 晋君) おはようございます。野洲市の代表監査委員の山川です。 よろしくお願いいたします。

それでは、平成25年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要に つきまして、報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付されました平成25年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに附属書類につきまして、その内容を詳細に審査いたしましたところ、決算並びに附属書類とも関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき適正に執行されているものと認めました。

平成25年度一般会計決算においては、景気の回復を背景とし、法人市民税と固定資産税の増収等から、歳入では市税全体で4億円余りの増収となり、財政調整基金の取り崩しを行うことなく財政運営をされました。

また、全ての特別会計においても、その実質収支は黒字決算となっております。

また、事務事業の執行につきましては、財源確保と経常経費の削減に努めながら執行されました。

予算執行については透明・公平・公正と市民参加の仕組みをもとに、野洲の元気と安心

を伸ばすまちづくりを実現する取り組みをされたところです。特に防災拠点である総合防 災センターや、さくらばさまこども園の建築、そして、平成21年度から本格的に取り組 まれました小中学校施設の耐震化については、平成25年10月で校舎及び体育館の耐震 化工事を完了されました。

また、子育て支援や教育、高齢者や障がい者の自立支援に向けたサービスの提供、商工業や農林水産など、市民の安心・安全なまちづくりのための事業をはじめ、さまざまな分野で積極的な取り組みが進められたところであり、関係各位のご尽力に深く敬意を表するものであります。

さて、一般会計の決算概況でありますが、歳入決算額は208億6,152万6,44 0円、歳出決算は204億5,007万5,869円で、歳入から歳出を差し引いた額は 4億1,145万571円の黒字決算となり、翌年度へ繰り越すべき財源の4,713万 円を控除した実質収支額は、3億6,432万571円の黒字決算となったところです。

水道事業会計を除く特別会計の決算状況は、歳入決算額は113億4,678万3,5 81円、歳出決算額は121億2,024万9,666円で、歳入から歳出を差し引いた 額は2億2,653万3,915円の黒字決算となり、翌年度へ繰り越すべき財源の56 8万4,000円を控除した実質収支額は、2億2,084万9,915円の黒字決算と なったところです。

一般会計で款別に見ますと、歳入の主なものは市税、地方交付税、市債、国庫支出金でした。

市税につきましては、昨年度より4億2,187万2,039円の増額となりました。 また、同様に歳出では、民生費、公債費、教育費、総務費でした。

民生費につきましては、こども園施設整備等により、昨年度より5億9,612万1,791円の増額となりました。市財政の根幹となります市税や、国民健康保険税の徴収率と収入未済額につきましては、市税の収納率が96.9%で、昨年度より0.5%上昇しており、歳入未済額は2億4,188万3,439円でした。

また、国民健康保険税は収納率が80.8%で、昨年度より収納率は0.3%上昇しており、収入未済額は2億6,953万5,375円でした。

地方税だけでなく、公営住宅の使用料などの税外収入につきましても、財源確保及び負担の公平性のための適切かつ効果的な対策を講じ、収納確保に努めていただくようお願い します。 経常収支比率は88.3%であり、前年度の93.2%から4.9%改善しました。しかし、今後とも新野洲クリーンセンター施設整備事業や、野洲駅、篠原駅周辺都市基盤整備事業、こども園の整備等、大規模プロジェクトが山積し、多額の費用が必要となります。さらに、普通交付税は、平成27年度から5年間合併特例措置が段階的に縮小されるなど、厳しい財政状況が見込まれます。

今後の行財政運営にあたっては、多様化する市民ニーズを的確に捉え、事業の必要性、 費用対効果を総合的に判断し、引き続き財源の確保と適切な予算執行により、一層の経費 削減に努められ、野洲の元気と安心を伸ばす住みよいまちづくりの実現に向け、努力され ることを望むものであります。

次に、平成25年度野洲市水道事業会計について、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました野洲市水道事業会計の決算並びに附属書類につきまして、その内容を審査いたしました結果、共に関係法令に準拠して作成されており、証拠書類及び関係諸帳簿とも計数はいずれも正確であり、当年度の経営成績及び財政状態を適正に表示されておりました。

当年度の年間総配水量は758万立方メートルで、総給水量は622万3,000立方メートルでありました。節水意識の高まり等により、有収率は82.1%と前年度に比べ0.7%低下しました。

経営実績は、水道事業収益は税抜金額で7億5,987万5,273円に対し、支出事業費用は税抜金額で7億5,754万5,333円となり、差し引き232万9,940円の純利益となりました。

今後の経営見通しについて見ますと、住宅開発等による給水人口の若干増加は見込まれますが、節水意識の高まり等により、大幅な水需要の伸びは期待できない状況であります。 事業の運営にあたっては漏水調査などの実施等、速やかな漏水対策を講じると共に、水道料金の収納率の向上を図り、今後とも常に企業としての経済性を認識しながら、さらなる経費の節減と収益の確保に努められ、効率的な事業運営を発揮し、市民に安心・安全・安定した水の供給に努めていただくことを望みます。

次に、財政健全化判断比率の審査においては、平成25年度決算による実質公債費比率は13.8%で早期健全化基準の25%を下回っており、昨年度より0.4%減少しております。

また、将来負担比率は54%と、早期健全化基準の350%を下回っており、可とした

ものでございます。

また、公営企業会計資金不足比率の審査につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業等特別会計は、それぞれ資金不足は発生しておらず、良好な 状態にあると認められます。

以上簡単ではありますが、平成25年度野洲市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並 びに公営企業会計決算の審査結果と意見を申し述べ、報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の平成25年度野洲市一般会計及び各特別会計決算 並びに資金運用状況の審査意見書に記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと存 じます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

(日程第5)

○議長(立入三千男君) 日程第5、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といた します。

お諮りいたします。

議第52号から議第62号までの議案の審査等を行うため、委員会条例第6条の規定により、18人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

### (「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、議第52号から議第62号までの議案の審査等を行うため、18人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第 1項の規定により、議会選出監査委員及び本職を除く18人の議員を指名いたしたいと思 いますが、これにご異議ございませんか。

## (「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議会選出監査委員及び本職を除く18人の議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時休憩いたします。

(午前 9時36分 休憩)

(午前10時00分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(日程第6)

○議長(立入三千男君) 日程第6、決算特別委員会の正副委員長の互選結果について、 報告がありましたので本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第19番、河野司議員、副委員長に第15番、鈴木市朗議員。 以上のとおり互選されましたのでご報告いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明8月29日から9月3日までの6日間は議案調査のため休会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(立入三千男君) ご異議なしと認めます。よって、明8月29日から9月3日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る9月4日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、 一部採決、一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。(午前10時01分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成26年8月28日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 坂 口 哲 哉

署 名 議 員 山 本 剛